東京農工大学農学府・農学部共同利用機器運営委員会連絡会議細則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （連絡会議） 第３条　連絡会議は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(3)　（略） (4)　府中地区事務部事務長	本則 （連絡会議） 第３条　連絡会議は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(3)　（略） (4)　府中地区事務部事務部長	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。